

第1回主要機関会議資料

令和6年度島根県原子力防災訓練実施要領（素案）

1. 目的

- (1) 緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。
- (3) 訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める。

2. 実施日

- (1) 避難措置等訓練
令和6年11月16日（土）、23日（土）
- (2) 初動対応訓練
令和7年2月6日（木）

3. 参加機関（順不同）

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、海上保安庁、中国電力 他

4. 訓練対象施設

中国電力（株）島根原子力発電所

5. 実施場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、島根県原子力環境センター、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県衛生環境研究所、その他関係機関、島根原子力発電所及び同周辺地域

6. 重点項目

- 地震災害との複合災害時における対応能力の向上
- (1) 地震発生後初期の被害状況に応じた防護措置の準備・検討
 - (2) 多様な手段による情報伝達

7. 訓練評価等

訓練の評価を第三者機関等に委託して実施する。
また、訓練参加者（住民を含む）に対するアンケートを実施する。

8. 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。